

# 未来環境アクション・プロジェクト実施業務委託仕様書

## 1 業務の名称

未来環境アクション・プロジェクト実施業務

## 2 業務の目的

2050年に社会の中核を担う県内の若い世代（高校生・高専生・大学生等）を対象に、気候変動問題や脱炭素に関する体系的な学習機会及び実践機会を提供し、課題発見力・企画力・実践力を備えた脱炭素社会の実現に寄与できる人材（以下「次世代環境リーダー」という。）の育成を目的とする。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

## 4 業務内容

受託者は、委託者と打合せ・調整の上、以下（1）ア及びイの2つのプログラムについて、一体的に企画・運営・管理を行うものとする。

### （1）人材育成プログラムの企画

#### ア 高校生等向け

##### ① 対象

県内の高校生及び高専生（以下「高校生等」という。）

※本事業を通じて、次世代環境リーダーを20人以上育成することを想定

##### ② 目的

気候変動問題等の課題について専門家や企業から学び、その課題解決に向けて自ら企画・発表する機会を通じて、気候変動問題を自分ごととして捉え、日常生活において主体的に行動できる基礎的な力を育成する。

##### ③ 内容

- ・以下に示す内容を参考にしつつ、次世代環境リーダーへと成長することが期待できるよう工夫された企画を提案すること。
  - －気候変動問題等について専門家等から学ぶ講座の実施
  - －フィールドワークやワークショップ等を通じた体験型学習
  - －学びを踏まえた課題整理及び簡易的な企画・提言の作成
  - －成果を発表する場（最終発表会等）の設置
- ・実施形式は対面又はオンラインによる開催を可とするが、少なくとも1回は対面形式で実施すること。
- ・対面形式により実施する場合は、その開催場所を県内とすること。
- ・発表の場は、原則として対面形式又は対面とオンラインを併用したハイブリッド形式により実施すること。
- ・講座の講師（取り扱う課題・テーマ）を選定・設定し、プログラム実施に必要な連絡調整を行うこと。
- ・参加形態（個人、グループ等）及び参加者の募集方法について、提案すること。

## イ 大学生等向け

### ① 対象

県内の高専生、専門学校生、大学生及び大学院生（以下「大学生等」という。）

※本事業を通じて、次世代環境リーダーを10人以上育成することを想定

### ② 目的

衣料、食品、流通その他各業界等における環境に関する社会課題（以下「社会課題」という。）について企業等と協働し、解決方法の企画立案、検証及び発表・発信までの一連の取組を実践する機会を提供することにより、気候変動問題を多面的かつ論理的に捉え、社会実装を視野に入れて主体的に課題解決に取り組むことができる実践的な力を育成する。

### ③ 内容

- ・以下に示す内容を参考にしつつ、次世代環境リーダーへと成長することが期待できるよう工夫された企画を提案すること。
  - －社会課題に関する導入的な学習
  - －調査、フィールドワーク、意見交換等を通じた課題理解
  - －ワークショップ等による検討・アイデア整理
  - －必要に応じた専門家等による助言・支援（ブラッシュアップ）
  - －検討成果を発表・発信する取組
- ・実施形式は対面又はオンラインによる開催を可とするが、少なくとも1回は対面形式で実施すること。
- ・対面形式により実施する場合は、その開催場所を県内とすること。
- ・発表の場は、原則として対面形式又は対面とオンラインを併用したハイブリッド形式により実施すること。
- ・検討成果の発信方法について、提案すること。
- ・社会課題及び協働する企業を選定・設定し、プログラム実施に必要な連絡調整を行うこと。
  - ※社会課題の例は、「8 参考情報」を参照すること。
- ・県民の行動変容を促す視点を重視し、解決に導くような方法を検討・創出すること。
- ・参加形態（個人、大学・学部・ゼミ等の組織単位等）及び参加者の募集方法について、提案すること。

## (2) 参加者の募集・広報

- ・参加者の興味を引き付けるプログラム名称を提案すること。
- ・参加者の募集にあたっては、効果的な広報手段を検討し、対象者に広く周知されるよう工夫して行うこと。（参加者の募集方法及び広報手段について提案すること。）
- ・本事業のウェブサイトを作成し、各プログラムの紹介や情報発信等を行うこと。
- ・ウェブサイトに係る経費（サーバー利用料、ドメイン取得費、開催期間中の保守管理費等を含む。）は、委託料の範囲内で負担すること。

※最終的な手段等については、委託者と受託者が協議の上、決定する。

※申込多数となった場合は、委託者と協議の上、参加者を選定する。

### (3) 業務の運営管理

- ・各プログラムの開催時期や開催方法などの全体スケジュール、実施体制及び役割分担等を明記した業務計画書を作成し、委託者の承認を得ること。
- ・参加者の募集、広報、応募受付及び調整を行うこと。
- ・講師等の手配、会場の確保・設営を行うこと。
- ・当日の配布資料や講座に必要な資材、物品等の製作、調達等を行うこと。
- ・プログラム開催時には、熱中症対策や安全対策（保険への加入を含む。）等を講じ、参加者の体調や安全への配慮を徹底すること。
- ・プログラムへの参加費は無料とすること。

### (4) 効果検証

- ・各プログラムについて、アンケート等を活用し、参加者の満足度や意識の変化等を把握するとともに、今後の事業展開に資する検証を行うこと。

## 5 予算限度額

5,322千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 6 成果報告

受託者は、本業務を完了したときは、遅滞なく次の本業務の成果に関する報告書等を提出すること。

- ・成果報告書
- ・当該業務の遂行過程で取得、作成した資料等
- ・当該業務の遂行過程で制作したもの

## 7 留意事項

- ・具体的な業務の実施方法及び本仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。
- ・業務内容は、必要に応じて委託者と受託者の協議により変更（追加、修正又は削除）することができる。
- ・提案募集への応募に要するすべての費用は、採否に関わらず提案者の負担とする。
- ・本業務履行に係る一切の費用（会場の使用料、光熱料、講師・参加者の旅費・保険料等を含む。）は受託者の負担とし、受託者の人件費、旅費及び通信費その他必要な経費は、すべて本業務の委託料に含まれるものとする。  
なお、講師・スタッフの報酬・旅費及び参加者の旅費に関する基準は、提案者が決定するものとする。
- ・本件業務の実施により作成された成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、原則として委託者に帰属するものとする。  
また、受託者は、委託者及び委託者が指定する者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。  
なお、著作権関係等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において解決するものとする。

- ・業務の実施に当たり、著作権、肖像権その他の権利処理が必要な場合は、受託者の責任において必要な手続きを行うものとし、当該許諾取得等に要する費用は、契約金額に含まれるものとする。
- ・受託者は、本業務の履行に当たり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守するとともに、山口県の個人情報保護に関する関係規程に基づき、適正に取り扱うものとする。

## 8 参考情報（社会課題の例）

【小 売 関 連】環境配慮商品が選ばれにくい、過剰包装商品が好まれる 等

【物流・宅配関連】再配達が減らない、小口配送の増加 等

【交 通 関 連】公共交通の利用低迷、短距離での車利用 等

【エネルギー関連】節電行動が続かない（「自分一人では変わらない」という考え） 等

【アパレル関連】衣類の短期使用・大量廃棄 等

【飲 食 関 連】食品ロスが多い、使い捨てテイクアウト容器の大量使用 等